

条 例

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「排出、たい積等」を「堆積」に、「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改め、「生活の安全の確保及び」を削る。

第二条第四号中「たい積」を「堆積」に改める。

第三条第一項中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改め、同条第二項中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に、「たい積を監視」を「堆積を監視」に改める。

第四条中「発注者は」の下に「、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため」を加える。

第五条中「元請負人は」の下に「、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため」を加える。

第二章、第三章の章名及び第十四条を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第六条とする。

第十六条から第二十五条までを削る。

第二十六条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条中「許可事業者は、当該許可に係る」を「土砂の堆積を行う者は、当該」に、「たい積」を「堆積」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。

- 一 土砂の堆積に係る土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の堆積
- 二 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの

三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるも

のに係る行為として行う土砂の堆積であつて、規則の定めるところにより、知事に届け出たもの

四 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積

五 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積

六 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積

七 その他土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める

土砂の堆積

第二十六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(関係書類の閲覧)

第八条 土砂の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、当該土砂の堆積を行っている間、前条本文の規定により知事に届け出た書類の写しを、土砂の堆積に關し生活環境の保全上利害關係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

第二十七条、第四章、第五章の章名、第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十三条中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第九条とする。

第三十四条第一項中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第十条とする。

第三十五条中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壌の汚染」に改め、同条を第十一条とする。

第三十六条中「第三章、前章並びに第三十一条及び第三十二条」を「第六条から第八条まで」に改め、同条を第十二条とする。

第三十七条を第十三条とする。

第六章の章名及び第三十八条を削る。

第三十九条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「第十五条第二項若しくは第三項又は第三十一条第一項」を「第六条第二項又は第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第四十条を削る。

第四十一条第一号中「第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条」を「第七条」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第三十三条」を「第九条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第十五条とする。

第四十二条を削る。

第四十三条に見出しとして「（両罰規定）」を付し、同条中「第三十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第十六条とする。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者（令和六年六月一日以降に当該届出に係る建設工事の請負契約を締結した者及び施行日前に当該届出に係る旧条例第十三条の規定による届出を行った者を除く。）に関する旧条例第八条、第十一条から第十三条まで、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われている土砂の堆積に関する旧条例第十四条、第十八条から第二十七条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第三十一条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

5 施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の規定に違反して行われた土砂の堆積に関する旧条例第十四条、第三十一条第二項及び第三十二条から第三十四条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。

6 施行日前にされた旧条例第三十一条第二項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第一項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する土地の区域に関する旧条例第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

8 施行日前にした行為及び附則第二項、第三項及び前三項の規定によりなお従前

の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（埼玉県景観条例の一部改正）

9 埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。